

奥州市監査委員告示第17号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成30年12月28日

奥州市監査委員 千 田 永
奥州市監査委員 千 葉 洋 一
奥州市監査委員 加 藤 清

1 監査の概要

(1) 監査の対象とした部課等(機関)名及び監査の実施期日

予備監査 平成30年5月11日、14日及び15日

本監査 次のとおり

部課等(機関)名	実施期日
いずみ保育園	平成30年5月16日
田原保育所	
玉里保育所	
梁川保育所	
広瀬保育所	
みなみ保育園	平成30年5月17日
江刺南保育所	
前沢保育所	
稲瀬わかば園	
あゆみ園	

(2) 監査の対象とした事項及び範囲

平成29年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)における財務等に関する事務の執行

(3) 監査の目的及び着眼点

財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

部課等(機関)名	監査の結果
いずみ保育園	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
みなみ保育園	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
田原保育所	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

江刺南保育所	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。
玉里保育所	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
梁川保育所	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
広瀬保育所	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
前沢保育所	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
稲瀬わかば園	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。
あゆみ園	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

なお、次の部課等について、留意改善を要する事項は次のとおりである。

(1) 江刺南保育所

服務事務において、時間外勤務命令簿に記載もれや記載誤りがあるものが5件、年次休暇請求処理票に記載もれや記載誤りがあるものが3件、履歴書に不備があるなど日々雇用職員の任用手続きに不備があるものが3件あるなど、適切さを欠く事務処理が見受けられたので、関係例規を遵守のうえ、改善されたい。

(2) 稲瀬わかば園

服務事務において、時間外勤務命令簿に記載誤りがあるものが6件、年次休暇請求処理票に記載誤りがあるものが2件、任用通知書や雇用伺いに記載不備があるなど日々雇用職員の任用手続きに不備があるものが2件あるなど、適切さを欠く事務処理が見受けられたので、関係例規を遵守のうえ、改善されたい。